	Tuta absoluta（トマトキバガ）
（略）	（略）
（二）・（三）　（略）	（略）
二　（略）	

○農林水産省告示第七百六十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和八年六月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後			改正前		
別表第二　第三条第一項第三号の規定する措置の基準			別表第二　第三条第一項第三号の規定する措置の基準		
植物等の種類	検疫有害動植物	措置	植物等の種類	検疫有害動植物	措置
一～四　（略）	（略）	（略）	一～四　（略）	（略）	（略）
五　球根類及びその部分であって栽培の用に供するもの	（略）	（略）	五　球根類及びその部分であって栽培の用に供するもの	（略）	（略）
	チューリップサビダニ、エウメルス・アモエヌス	（略）		チューリップサビダニ、エウメルス・アモエヌス、コブアシハイジマハナアブ、シリツタ・ピピエンス、スイセンハナアブ	（略）
	スクレロティニア・バルボラム、フィトフトーラ・エリスロセプティカ、ヒアシンス黄腐病菌、タバコ茎えそウイルス	（略）		スクレロティニア・バルボラム、フィトフトーラ・エリスロセプティカ、ヒアシンス黄腐病菌、タバコ茎えそウイルス	（略）
六～九　（略）	（略）	（略）	六～九　（略）	（略）	（略）
十　生果実及び野菜	（略）	（略）	十　生果実及び野菜	（略）	（略）
6　かぼちゃ、すいか、メロン等	（略）	（略）	6　かぼちゃ、すいか、メロン等	（略）	（略）
7　エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリー、たまねぎ、トマト、	テトラニクス・パキフィクス、トリオザ・アピカリス、バクテリセラ・コクケレリ、バクテリセラ・ニグリコルニス、フランクリニエラ・スクルツェイ、ヤサイゾウムシ	（略）	7　エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリー、たまねぎ、トマト、	テトラニクス・パキフィクス、トマトキバガ、トリオザ・アピカリス、バクテリセラ・コクケレリ、バクテリセラ・ニグリコルニス、フランクリニエラ・スクルツェイ、ヤサイゾウムシ	（略）

	（新設）
（略）	（略）
（二）・（三）　（略）	（略）
二　（略）	